

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成27年1月30日 午前 9時00分 開会 午前11時54分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	高橋富美子委員長 片野哲生副委員長 坂田よう子委員 清水弘子委員 竹内恵美子委員 奥津勝子委員（議長）
4 傍聴議員	二宮加寿子議員 渡辺順子議員 関威國議員 鈴木京子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 相田教育部長 岩本学校教育課長 小島学校教育課主幹 谷河教育総務係長 瀬戸子育て支援課長 齋藤副課長兼保育園・幼稚園係長 柳田副主幹兼子育て支援係長 佐川生涯学習課長 國見郷土資料館長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	<p>(1) 大磯町いじめ防止基本方針（素案）について</p> <p>(2) 中学校給食の実施について</p> <p>(3) 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について</p> <p>(4) 大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～（素案）に関する意見募集の実施結果について</p> <p>(5) 大磯町国府学童保育クラブ運営事業者の応募状況について</p> <p>(6) 社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームにおける認定こども園の整備計画について</p> <p>(7) 平成27年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定の締結について</p> <p>(8) 郷土資料館のリニューアルについて</p> <p>(9) その他</p>
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 大磯町いじめ防止基本方針（素案）について

大磯町いじめ防止基本方針（素案）について、担当課（学校教育課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

いじめ防止対策推進法では、地方公共団体に対して地域の実情に応じた「いじめ防止基本方針」の策定に努めることを規定しており、国や県の基本方針が策定されたことを受け、大磯町の基本方針を策定することとした。

町全体の問題であるという認識を持ち、「大磯町いじめ防止対策検討会議」を設置し、基本方針（案）の検討を進めてきた。検討会議を9月に設置し、11月には教育委員会定例会で教育委員にも意見を聞いた。今月の政策会議を経てパブリックコメント（案）を確定した。今後のスケジュールは、2月にパブリックコメントを実施、3月の政策会議、教育委員会定例会で最終決定の予定である。

素案の概要は次のとおりである。Ⅰ基本的な考え方で、いじめの定義・いじめに対する基本認識は国や県の方針と変わらない。いじめ防止対策の基本的な考え方は、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、関係者の連携になる。Ⅱ基本的施策・措置は、大磯町として実施する施策、教育委員会が実施する措置、学校が実施する措置である。学校としてのいじめ防止基本方針の策定が法律で義務づけられており、町立学校では既に昨年3月に「学校基本方針」を策定し公表している。今後、町の基本方針策定後に各学校で見直し作業を進める。未然防止、早期発見、早期解決、連携の基本的な考え方は、全ての学校で同様である。Ⅲ重大事態への対処で重大事態とは、いじめを受けていた児童・生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合などである。重大事態を認知した学校は、緊急対応するとともに教育委員会に事態の発生を報告する。教育委員会は、町長に発生の報告をする。教育委員会または学校は、同じような事態の発生防止のため、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。教育委員会が調査主体となる調査は、教育委員会の附属機関として設置する「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」で行う。調査の経過と結果は、町長と教育委員を構成員とする「総合教育会議」で報告する。Ⅳいじめ防止等を推進する体制は、全ての学校にいじめ防止のための校内組織を設置する。複数の教職員、スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家を構成員とし、対応する事案に応じて第三者を追加できる。「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」は、町の基本方針に基づきいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行うとともに、重大事態を明確にする調査を行う附属機関である。学校教育、家庭、地域の代表者、法・医療・心理や福祉の専門家等を構成員とする。

◎主な質疑

問. 大磯町いじめ防止基本方針で特に大磯町として特色のあるところはどこか。

答. 基本的な考え方は、国も県も変わらない。町が実施する施策は、町の教育委員会でやってきたものを具体的に挙げているので、その部分が国や県と異なっている。新教育委員会制度の考え方を生かし、調査の経過の段階から町長に報告することにより、教育委員会の附属機関の調査結果を町の調査結果とする部分が異なる。

る。

問. いじめ防止対策で、新教育制度を活かしたというところの説明をしてほしい。

答. 日常的に教育委員会と町長がしっかり情報を共有して、いじめ問題で重大事態が起こったら、同じ考え方を持って対応に当たっていくという意味である。

問. 学校教育法第 11 条の規定は何か。関係機関との連携で、ネットいじめを防止するため、いま考えている具体的な方法は何か。

答. 第 11 条は、いじめを受けている子どもたちを守るため、注意、叱責等を適切に行っていくことである。既に何年か前から企業の社会貢献活動等で、携帯電話教室という情報モラル教育や、適切な情報機器の活用の講師派遣等の制度があり、教育委員会から学校や保護者に情報提供を行う。

問. 大磯町いじめ問題対策・調査委員会（仮称）は、すぐに立ち上がるのか。

答. 6 月議会で条例設置を予定している。

問. 聴講生制度はいじめの防止力になり、早期発見により効果的に進めていただきたいがどうか。

答. 聴講生制度も非常に意味のある制度と考えている。聴講生の募集は、毎年年度初めに継続的に行っていく。

問. いじめ防止基本方針の策定を、PTA 総会などの機会に保護者が知ることは大事なことと思うがどうか。

答. 保護者を含め町民の方にどれだけ知っていただけるかは、策定後の非常に大きなポイントになる。区長連絡協議会、民生委員・児童委員協議会、少年補導員や PTA の連絡会など色々な場で周知し、実効性のある基本方針にする。

問. いじめが起きた時、教育委員への報告や意見を聞くことなどは、どこに入っているのか。

答. 教育委員会事務局で重大事態、大きな問題を把握した段階で、教育委員には情報提供し対応を考える。重大事態が起こりすぐに対応しなければならない時、いじめ問題対策・調査委員会のメンバーの何人かを緊急支援委員の形で、教育委員会や学校がすぐに対処する最初の段階でアドバイスいただける仕組みを考えている。

問. 総合教育会議のメンバーはどのような方か。

答. 町長が主催するというシステムで、町長と教育委員 5 名が入る。いじめ問題対策・調査委員会が経過報告する場合はそのメンバーも入る。

問. 重大事態へ対応が緊急対応するためのマニュアルはどうか。また、研修は毎年行われているのか。

答. 緊急時の対応マニュアルは全ての学校で策定しており、それに基づき対応する。いじめ問題に関しては、いじめ防止基本方針を策定し、学校で対応する組織を設けている。それにより研修をしていく。

問. 基本方針は幼・小・中でできているのか。いじめに対し未然防止、早期発見で、いかに教師が気づくかが一番重要と思うがどうか。

答. 基本方針は法律に基づいて考えた場合、小学校中学校で策定済みで、幼稚園は

それに準じて対応していく。教職員の多忙な状況を考え、いくつかの仕組みづくりを考えている。教育支援員、指導協力員等の臨時職員、聴講生など、教員だけでなく多くの目で子どもたちを見守っていく体制の整備である。定期的なアンケート調査や教育相談などの実施で、子どもたちの声を拾いやすくする。

問. 教育委員会として、いじめがおきる原因が何であるか精査しているのか。教員は教養を教えるので、知識と道徳が一体化した人間性の資質を向上させていかなければならない。今後、教員に対して資質の向上を考えているのか。

答. いじめの未然防止に努めても、いじめは起きる可能性があるという認識に立つことが重要である。文部科学省で道徳教育の充実を打ち出し、教科の形で道徳教育を進めることも出ていて、今後、教育委員会として教職員を対象に研修を行うなど、力を入れて取り組む必要があると認識している。

問. 子どもや親、教員が、いじめが起こることで心を痛める重大性を、真剣に考えないといけないと思うがどうか。

答. 人権教育はもとより、差別があってはならない。いじめはあってはならない。町民の方に分かっていたら、町民の方から子どもを地域で育てていただき、その中で人権教育が非常に重要だと認識している。

(2) 中学校給食の実施について

中学校給食の実施について、担当課（学校教育課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

中学校給食検討の経過は、平成 24 年度に「大磯町立中学校給食に関する懇話会」を立ち上げ検討を始め、3 月 26 日に報告書を策定した。平成 25 年度に中学校給食導入に係る教育委員会検討会を立ち上げ検討した。教育委員会の定例会で 3 回協議し、平成 26 年 2 月 19 日に議決し策定した。平成 26 年度に入り、大磯町立中学校給食導入に向けての保護者説明会を開催し意見を聞いた。9 月には小学校・中学校全保護者に周知のためのパンフレットを配布し、意見募集した。12 月 4 日に中学校給食の導入に係る「教育委員会検討会意見書」を町長に提出し、平成 27 年 1 月 13 日に中学校給食の実施を決定した。内容は、中学校給食を導入し、デリバリー方式、調理配送委託方式とし、生徒全員給食の方向性を決定した。中学校給食実施のスケジュールは、本日の議会報告を経て、平成 26 年度中には施設改修の協議を行う。平成 27 年度にかけて委託業者の調査・調整を行い、6 月議会に施設改修及び業者委託費等の補正予算を提案する。その後、給食費の協議・徴収方法の検討、施設改修工事、委託業者選考を進める。保護者の説明、現場・工場等の視察、試食会等も含め、保護者への説明周知を進める。給食開始は、平成 28 年 1 月以降年度内実施を目指す。

◎主な質疑

問. 中学校給食導入とデリバリー方式、生徒全員給食とあるが、選択性だと採算が合わないということか。

答. 教育委員会の考え方は、給食は「食育」という教育の一環であり、全員給食で

ないと教育としての意図が失われる。その方向性を決め、町長に提出して議論して、町長も教育委員会も同じ思いで、教育の一環で進めていこうと全員給食の方向性を示した。

問. デリバリー方式の給食が導入されると、自校方式とかなりギャップがあると感じると思うがどうか。アレルギーのお子さんは弁当を持ってくることを認めるのか。

答. 学校は弁当であったので、当然温かいものでないので、その点は変わらない。デリバリー給食は、おかずは温かいものは提供できないが、ご飯はほんのり温かいのでその点は少し良い。アレルギーの対応は、デリバリー給食は一般的にはできない。業者によっては一部可能と聞いているので、今後の調整・協議の1つの課題である。多種にわたりアレルギー対応が必要な場合、総合的に検討しながら進める。

問. 自校方式の要望があるが、デリバリー方式はある時期一過程か、固定するのか。

答. デリバリーでスタートするが、教育委員も固定でなく自校方式がベストとの考えを持っているので、何年か実施した上で検証し、今後どうするか検討する必要がある。

(3) 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について
大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

平成 27 年 4 月よりスタートする子ども・子育て支援新制度に合わせて、幼稚園・保育園など利用者負担等、保育料を定める。新制度では、幼稚園・保育園の区分は無く、1号認定から3号認定の教育標準時間と保育の必要性の認定になり、認定区分に合わせて利用者負担額を定める。特定教育保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育・家庭保育などの4つの保育事業）についての保育料を定め、また、町立幼稚園等の保育料以外で徴収される利用者負担額を定める。

条例制定の考え方は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の認定区分に応じ、国の政令で定める額を限度額として条例で定める。現在国は制定していないが、現時点で国が示している基準を資料として示す。具体的な保育料は、別途規則の中で定めていく予定である。平成27年度は現行の平成26年度の保育料を据え置く考えで、平成28年度以降の保育料は、早い時期に近隣市町村の動向等を確認した上で、議員の意見を聞きながら決定していく。町立幼稚園・保育園の保護者から徴収する保育料以外の利用者負担（預かり保育料・延長保育）は、この条例で徴収することを定めている。公立施設の利用者負担額は、公共施設の使用料に該当するため、条例で定めていく必要があり、公債権・税外収入の取り扱いになる。条例は13条で構成されている内容になる。

大磯町保育所条例の一部を改正する条例の骨子案の概要は、新制度の施行に伴い一部改正になる。昨年9月議会で審議した「大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例」や、先の「大磯町特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」

などの制定や「大磯町立保育所使用規程」の廃止により、条文の一部改正、廃止、削除、新たにうたうものである。2つの条例は、3月議会に議案として上程する予定である。

◎主な質疑

問. 平成27年度据え置くのは、第1号認定、第2号認定、第3号認定の現行のところかどうか。

答. 基本的には据え置きの方で考えている。現行と新制度で表が若干合わないところがあり、すりあわせをしていくので、すべてがイコールでない。ある程度修正が必要なところもある。

問. 1号認定で町民税非課税世帯が3,000円になる。2号認定、3号認定で現行と新制度で8段階あるが、値段が高くなると、生き生きキラキラ輝くような子育てができないと思うがどうか。

答. 表では金額がかなり上がるように見えるが、所得税から町民税に階層区分を変更したが、ほぼ同じ段階の階層区分を設定している。今回示した表は、国の基準で町の条例で定める上限額である。実際には、規則で具体的な数字を定めていき、現行の表を使っていく。

問. 国は、子ども・子育てにどのようなイメージを考えて設定しているのか。国はほとんど全てをタダにするくらい保障しないと、子ども・子育てなんて輝いてできないが。

答. 来年は据え置き、5年間かけて国の限度額まで上げていく。しかし、大磯町において地域の特色を出さなければいけないので、保育料の上限は定めるが、子どもがいっぱい入ってもらい人口を増やすにはどうするか、規則でどうしていくか4月以降考えていく。

(4) 大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～（素案）に関する意見募集の実施結果について

大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～（素案）に関する意見募集の実施結果について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

意見募集の概要は、パブリックコメントの募集期間が平成26年12月8日から平成27年1月7日まで、周知方法は広報おおいそ12月号及び町ホームページ、閲覧場所は町民情報コーナー・子育て支援課窓口、子育て支援総合センター、町内各保育所・幼稚園・放課後児童クラブなど13箇所と町ホームページである。

意見件数等は、3件である。1つ目の意見は、子ども・子育て支援新制度を保護者や保育関係者へ充分説明して実施してほしい。反映及び対応内容は、今年度5月から計画や新制度を広報で周知し、9月の広報からは、子ども・子育て支援新制度に係る新しい手続き方法など周知を徹底している。各幼稚園・保育園等の施設で説明会を実施しており、今後も新制度について、また計画の内容を周知していく。子育て支援課の窓口で個別の相談を引き続き受け、分かりやすい制度の周知を心がける。2つ目の意見は、消費

税増税の実施時期が見送られたが、子ども・子育ての充実が図られるのか。反映及び対応内容は、国の動向を踏まえつつ、計画に位置づけた各事業を円滑に推進できるよう取り組んでいく。3つ目は、幼稚園保育料を今までどおり均一料金にしてほしい。反映及び対応策は、利用者負担等に関する条例が決定しだい、町広報でお知らせし、各幼稚園・保育園などにおいても説明会を実施する。パブリックコメントでいただいた意見は、計画内容そのものでなく、新しい制度全体的な意見なので、計画の修正した点はない。

1月に県と計画について法定協議を行った結果修正した点は、1点目計画案63ページ0歳から2歳児、いわゆる3号認定の保育所を利用される方の量の見込みと確保方策である。0歳から2歳児の人数の合計を、0歳児と1歳から2歳児の数に分けて標記するように変更し、人数の変更はない。2点目は、63ページ一番下の保育利用率の目標値を追加した。法律の指針で3歳未満の子どもの待機児童が多いので、保育利用率の目標値を計画の中に掲げる点が抜けていたので、計画案に入れた。目標値は、確保方策の3号認定者の定員数を0歳から2歳児の人口推計数で割った数である。3点目は、84ページの放課後子ども総合プランで、7月31日に文部科学省と厚生労働省が共同で通知し、全ての児童が放課後安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができ、地域の住民の協力を得ながら、学童保育と放課後子ども教室を一体に実施できるよう計画的に整備を進めることを目的としたプランで、平成31年度までの目標値を入れた。

◎主な質疑

問. 国府幼稚園の今後の施設の利用形態はどうなるのか。

答. 5年間の中でたかとりとの統合ということで、計画は進める。

問. 募集は停止するのか。

答. 平成28年度の園児の募集は停止することを考えているので、平成27年度中に決めていくので、話し合いを進める。

問. 進めていく中で、統廃合が出たときは条例改正があるのか。

答. 統廃合になると条例改正が必要であるが、統廃合について皆さんの意見を聞く。

問. 意見の3番目に、幼稚園保育料を今までどおり均一にしてほしい、なるべく値上げしない方向で検討してほしいとあるが、町の方針はどうか。

答. 平成27年度幼稚園の保育料は、8,500円に据え置く。28年度以降は、改めて近隣市町村等の動向を確認し、町の動向を決める。

問. 幼稚園・保育園の統廃合は、1回協議会に投げたのは事実か。その時に、募集を切るという前提の話として受け止めていなかったが。

答. 子育て3法で町民のニーズを調べたところ、幼稚園のニーズより保育園のニーズが高まった。平成28年度に幼稚園の統廃合を進めると、園児募集の停止も必要になる。61ページに、平成30年度幼稚園施設型給付公立1園統廃合と記載しており、計画を進めていく上で審議しなければいけない。

問. 放課後子ども総合プランは、今回、県の指導があり、町の方針として5年間の見込みをきちんと書かれたのか。

答. 学童と放課後子ども教室の一体化は町も統合を考えていたので、ちょうど考え

ているところに県の指導があった。

平成 27 年度は、学童の代表者と放課後の代表者の方に集まっていたいただき、協議会のようなものを開き、すりあわせを始める。

(5) 大磯町国府学童保育クラブ運営事業者の応募状況について

大磯町国府学童保育クラブ運営事業者の応募状況について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

募集概要の募集内容は、保護者の就労形態や子育てに対するニーズが多様化している中、学童保育の機能をさらに充実させていくために、継続的・安定的に現行サービスの質を確保し、子どもたちや保護者の期待に応えられる意欲と活力に満ちた法人事業者を募集した。募集方法は、広報おおいそと町ホームページへ掲載した。募集期間は、平成 26 年 12 月 16 日から平成 27 年 1 月 15 日の 1 ヶ月間とした。応募状況は、2 つの事業者から応募があった。今後のスケジュールは、既に 1 月 19 日に第 1 次書類審査を行い、1 月 29 日に第 2 次審査プレゼンテーション・ヒアリング審査を行った。現在、2 次審査の結果をまとめており、2 月 10 日に最終的に事業者を決定する。国府学童児童保育クラブの運営は、4 月 1 日からを予定している。

◎主な質疑

問. 1 月 29 日の第 2 次審査のプレゼンテーション・ヒアリングの内容は何か。

答. 税理士から、応募事業者の経営等の審査の確認と講評をいただいた。その後事業者から、どのように学童保育を運営していくのかの企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施した。選定委員会のヒアリング審査で質疑応答を行い、審査シートで採点を行った。

問. 企画内容はどのようなものか。

答. 法人の理念や組織について、学童保育クラブの運営で育成内容や安全・衛生・健康管理についての考え方、子どもの家庭支援として保護者とどういった関係を維持していきたいかという内容である。また、サービスの向上についての企画提案、運営上どのような工夫をしていくのか、付加的サービスはどのようなことを考えているのかである。

(6) 社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームにおける認定こども園の整備計画について

社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームにおける認定こども園の整備計画について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームから、認定こども園の整備計画の話があり、計画がほぼまとまったので報告する。A 3 の図面で、横浜銀行の裏手駐車場の町道に面したところに、建物を計画する。既存の古い木造の建物 2 棟を解体し、新しい認定こども園を整備する。今回、幼保連携型認定こども園という施設整備を予定している。構造は、木造平屋建て、床面積 557 平米である。認定こども園の開設時期は、平成 28

年4月を予定している。定員は75人で、教育を受ける幼稚園の3歳児以上が31人、保育が必要な保育所の3歳児未満が20人、3歳児以上が24人である。これから神奈川県認定こども園の認定の手続きを受けなければならない。図面は完全に確定でないが、これで県と調整を進めている。全体の配置図の南側がエントランスで、東側から0～1歳児の保育室、2歳児保育室、西側に3歳児、4歳児、5歳児の保育室になる。概算の整備費用は、法人から2億6,400万円ほどである。今後は、神奈川県の安心こども交付金の事業費補助金を活用し、町も補助を行い認定こども園の整備に支援を進めていく。今年度中に神奈川県の認可の事前承認を得て、着工は平成27年度に入ってからで、神奈川県の認可手続等調整を進めながら、進捗状況をその都度報告する。

◎主な質疑

特になし

(7) 平成27年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定の締結について

平成27年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定の締結について、担当課(生涯学習課)から説明があった。説明概要は次のとおりである。

旧吉田茂邸の再建事業は、平成24年7月に神奈川県と大磯町との間で締結した基本協定をもとに、事業年度ごとに年度協定を締結している。協定締結には、地方自治法等に基づき議会の議決が必要で、平成26年度協定も平成26年3月議会で認めていただけており、平成27年度も3月議会で提案予定である。旧吉田茂邸の再建工事の状況は、平成26年11月19日に入札の開札を行い、12月17日に契約が締結され、全体工程の調整をしている状況である。今後、既存の基礎の一部撤去等を経て基礎工事に移行する予定である。

◎主な質疑

問. 平成28年3月31日までに完了するという事は、それまでに建物も建つのか。

答. そのような工程で進む。

問. 特にいま問題となるようなことはないか。

答. 当初スケジュールより遅れて着工という状況であるが、現在は予定に収まって竣工する予定で進んでいる。

(8) 郷土資料館のリニューアルについて

郷土資料館のリニューアルについて、担当課(生涯学習課)から説明があった。説明概要は次のとおりである。

基本構想、基本設計を受けて、今年度実施設計を進めている。リニューアルの方針、具体的な更新内容、その考え方を説明する。更新内容は、大きく5項目検討を行っており、1つ目が「施設の名称変更」で、イメージチェンジを目的に検討する。2つ目は、「町独自の展示を強化」で、別荘文化を背景に近代史、現代史に重点を置いた独自性の強い展示内容を展開する。3つ目は、「町づくりにおける文化の核としての位

置づけを強化」で、文化資源相互をつなぐ役割を強化し、さらに観光との連携を強化する。4つ目は、「新たな大磯の魅力を発信」で、町民と活動してきた蓄積をもとに、新たな大磯の魅力を発信する。5つ目は、「廻廊の有効活用」である。

1つ目の「施設の名称変更」は、郷土資料館が博物館法上の博物館であることを前面に出すことを勘案する。2つ目の「町独自の展示を強化」は、「大磯御船祭の船山車」に代わり、別荘地大磯ゆかりの人々に関係する資料、別荘の模型などにより、近代史、現代史を中核に捉えた展示構成を計画し、県内の他の博物館では見られない独自性の強い展示活動を展開することが期待される。3つ目は「町づくりにおける文化の核としての位置づけを強化」は、郷土資料館のリニューアルは別館として位置づけられる予定の旧吉田茂邸の再建工事と平行して進めている。再建後は、本館となる郷土資料館で政治家吉田茂について学び、別館の旧吉田茂邸で吉田茂が過ごしたその場の雰囲気を感じ取る流れが想定される。郷土資料館は、町内の魅力ある自然景観、文化資源をめぐるネットワークの拠点とし、ガイダンス機能を有した施設運営が求められる。町内に点在する自然景観や文化遺産をガイダンスすることで、相互に交互に予習・復習機能を持つイメージである。この機能は、観光の核づくりの計画とリンクできると考えている。4つ目の「新たな大磯の魅力を発信」は、常設展示の内容で、今まで町民の方々と調査を行い、資料整理を行ってきたという開館して26年にわたる蓄積がある。これまでの活動の蓄積、集積を常設展示で展開していく。5つ目の「廻廊の有効活用」は、郷土資料館の奥の廊下の部分で、新たな常設展示で廻廊部分が全体のまとめ部分になり、廻廊の展示スペースを有効活用し、町民との共働企画や展示に開放するなど、多様な有効活用が図られるような環境を整備する。5つの検討内容を平面図にまとめたものが、各室の展示改修の目的、常設展示のテーマ別配置計画になる。

◎主な質疑

問. 施設の名称変更は、どのように変更するのか。

答. 現在、変更ある、なしを含めて検討している。その他、愛称の公募も有効か否かも含め検討している。

問. 写真はすごく大事な資料なので、とにかく何でもいいからいらぬ写真をくださいと、町民にも呼びかけていただきたいがどうか。

答. 写真資料は、今年度合併60周年の企画展を開催し、町民に写真資料の所存を呼びかけたり、ワークショップで写真の探索また現地の今昔の確認をした。かなり多くの写真資料の集積があり、今後資料整理を町民を含めて行っていき、その成果をリニューアルの中に活かしていく。

問. 展示してある御船が、今後どうなるのか。

答. 御船は搬出する状況、外に出すという話にはなっていない。船山車は、解体し部品ごとに箱に収納できる構造になっているので、解体して収蔵庫に収納するという状況が考えられる。寄付は現在貯金してあるが、保存会に投げかけしてどういった形で使ったらいいか、意見調整をこれからもしていく。

(9) その他

①1月27日の総務建設常任委員会協議会で報告のあった「機構改革」で、子育て部門の所管課が教育委員会から町長部局に変更になる説明があった。教育委員会の考え方を、教育部長から説明があった。説明概要は次のとおりである。

「大磯町部等設置条例の一部を改正する条例」は、教育委員会所管の子育て支援課の業務が町長部局に移るということで、教育委員会定例会にかけた。平成27年1月16日教育長から提案し、議員に説明した内容と同じものである。質疑等の内容は、現行との違いはどうか。特に委員長からは、「子育てで選ばれるまちを目指す」とあるように、「保護者に対して、子育て施策の充実が期待できる。子どもたちに対する教育上の上乘せや充実など、向上を期待する。」との意見があった。委員からは、「幼稚園が移るのが寂しいが、町長が幼稚園・保育園を回り、保護者から色々な意見を聞かれていたので、教育行政に期待ができる。」との意見があった。最後に委員長がまとめて、「委員たちは期待している。願います。」とのことであった。教育委員会の議案は、第10回定例会で、原案どおり承認された。

◎主な質疑

問. 総務建設常任委員会協議会で議題に出たが、福祉文教常任委員会協議会で議題に載らなかった理由は何か。

答. 機構改革という対応で、総務建設常任委員会と認識している。

②旧吉田茂邸の工事のスタートに際し、お礼のような形でセレモニーを3月上旬に行い、広く寄附された方に周知できればと考えている。日にちが決まりましたら出席いただき、詳細が決まったら連絡させていただく。日にちは、3月7日の土曜日午前中で調整している。

◎主な質疑

問. 本格的に建て始めるから、お礼に吉田邸に呼ぶということか。

答. 起工式というような形になる。竣工した時には、寄附をスタートした時に説明したように案内を考える。今回は、神奈川県にお願いし工事が入札で決まったので、会場で広く町民にプレスを使ってスタートしたことを周知したい。

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。